

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷九第

行發日一月二十年八正大

論 說

勞働と資本との根本的協調……………法學博士 田島 錦治

特別課徴の利害并に其當否……………法學博士 神戸 正雄

所帶統計概説(一)……………法學博士 財部 靜治

植民地の土地政策(二)……………法學博士 山本美越乃

明治の米價調節(四)……………法學士 本庄榮治郎

時事問題

勞働組合の公認問題……………法學博士 戸田 海市

海上再保險官營問題……………法學士 小島昌太郎

雜 錄

我國における新ブルジョア階級の成立(一)……………圓谷 弘

鄧牧の「伯牙琴」……………法、文學士 小島 祐馬

獨逸の戰時財産差増稅新法案に就て……………法學士 汐見 三郎

經濟論叢第九卷總目錄……………編輯 委員

鄧牧の『伯牙琴』

小島 祐馬

凡そ國を治むるの道、必ず先づ人民の經濟的生活を安固にし、一夫と雖其處を得ざる者なきに至らしめざるべからずとは、支那に於て夙に古聖賢の唱道する所であつて、従つて或特殊の個人又は特殊の階級を利し、一般人民の經濟的生活を不安ならしむるが如き政治に對しては、後世學者極力之を攻撃して假借せざりし例は枚擧に遑なき所である。中に就きても宋末の處士鄧牧の如きは其最甚しき者にして、彼は後世の君主を以て盜賊と同一視し、官吏の害亦盜賊よりも甚しきものありと言ふに至つた。是れ即ち君主と言ひ、官吏と言ひ、總べて人民の經濟的利益を掠奪して自己一身の享樂に資するものと爲すのであつて、獨裁君主制の鞏固となりたる當

時の支那に在りては、實に此二者が一般人民の生活を脅す主要なるものであつたに相違ない。否支那に於ては今日に在りても猶一般に官吏は一の營利事業たるの觀を呈し、其民害を爲す古に異らざるものがあるのであつて、此點に於ては現在の政治に對しても彼れの言未だ必しも陳腐として委て去ることが出来ないものがある。鄧牧の説は其著『伯牙琴』載する所の君道吏道の二篇に盡きて居る。今先づ其君道篇より譯出すれば則ち次の如きものである。

「古の天下を有つ者は大に已むを得ざるものあつて出たのであるが、後世は天下を有つことを以て享樂と爲すに至つた、是れ天下の有ち難き所以である。生民の初固より樂しんで君主となる者はない。不幸天下の歸する所と爲り拒む事を得ず君主となつたものである。故に天下我に對して求むる所あるも、我天下に對して求むる所はない。されば夫の至徳の世にありては君主は饜樂を飯ひ藜藿を啜りて、飲食は甚粗末である。夏は葛衣冬は鹿裘で、衣服も甚不十分であ

る。土階三尺莠莠剪らず、家屋も固より立派ではない。而して嚮室の訪を爲し總章の聽を爲し、君主と人民との分は未だ嚴格でない。堯は其位を許由に譲らんとして許由逃げ、舜は其位を石戸の農に譲らんとして石戸の農海に入つて終身反らなかつた。是れ實に君主の位未だ左程尊きもので無かつたが爲めである。夫れ然り、故に天下君主を戴くことを楽しんで厭はず、唯若し君主が一日位を釋て、之に代るものが無いやうなことが有つては困ると心配するのみであつた。

『不幸にして天下秦の爲に古の封建を壞たれ六合一となるや、頭會笑斂、天下の財を竭して以て君主の一身に奉じ、而して君權は益貴く、詩書を焚き法律に任じ長城萬里を築く等、凡そ位を固くし尊を養ふ所以のものに至らざる所なく、而して君位は益孤立した、惴々然として恰も匹夫一金を懷にして人の其後より奪はんことを懼るゝが若くいかにも危険なる境遇となつた。』
『元來天が民を生じて君を立つるは、君の爲めにするのではない。奈何ぞ四海の廣きを以て

して一夫の用を足すが如き不合理の事があらうか。されば凡そ飲食の侈り、衣服の備はり、宮室の美なる者は、堯舜に非ずして秦である。君民の分を爲すこと嚴に、其地位を尊貴にする者は、堯舜に非ずして亦秦である。後世の君主たる者其功德を頌して動もすれば堯舜を稱するも其爲す所は秦皇の所爲に外ならぬのである。

『書經にも「酒を甘しとし音を嗜み、宇を峻くし牆を雕む、こゝに一あり、未だ亡びざるはあらず」と言つてある。彼の所謂君主なる者、四目兩喙、鱗頭にして羽臂あるに非ず、狀貌みな人と同じことである。則ち他の人で君主のする事が出来ないといふ道理はない。今人の好む所を奪ひ、人の争ふ所を聚め、慢賊して盜を誨へ、冶容して淫を誨ゆ、其長治久安ならんことを欲するも得られる筈がない。』

『一體鄉師里胥の如きは賤役ではあるが亦人に長たる所以である。然るに天下樂しんで之を爲す者のないは利が無いからである。聖人は天下を以て利とせざること亦鄉師里胥と同じこ

とである。唯自分が其位に適しないことを是れ懼るゝのみで、決して人の其位を奪ふを懼るゝが如きことは無い。夫れ人の其位を奪ふことを懼るゝ者は、甲兵弓矢を以て盜賊に備へるもので、是れは亂世の事である、惡んぞ聖人位に在り天下の人之を戴くこと父母の如くにして、而も日に盜賊を以て憂と爲し、甲兵弓矢を以て自ら衛るといふが如きことが有らうや、

『されば堯舜の治を欲せば天下をして君主たるを樂しむこと無からしむるがよい、秦皇の治を欲せば盜賊の天下を奪ふ事を怪しまないがよい。噫天下何の常か有らん、敗るれば盜賊、成れば帝王。劉漢中李晋陽の如き者も、亂世なれば則ち治主、治世なれば則ち亂民である。國を有ち家を有つもの之を救ふ所以を思はず、智鄙相籠し、強弱相陵ぐが如き状態では、天下の亂は何時まで經つても已む時はあるまい。』
之を要するに君主の職たる不幸天下人心の歸する所となつて已むことを得ず蒼生の爲めに一身を犠牲とする者にして始めて爲すことを得る

ものにして、夫の君主たる地位を利用し、天下の財を竭して以て自ら奉じ、飲食衣服宮室の美に飽かんとする如きは、是れ即ち天下の財を盗んで、私利を營むもの、盜賊の其地位を奪はんことを懼れて、堅甲利兵警戒せらざるなきも、而も盜賊の事たるもと自ら範を垂れて天下に誨へて居ることを知らねばならぬと爲るのである。

其の『天下何の常か有らん、敗るれば盜賊、成れば帝王』の語、最よく支那獨裁君主の半面を道破せるの概がある。次に吏道篇に曰はく、

『君主と共に天下を治むる者は官吏である。内に在つては九卿百執事、外に在つては刺史縣令より、下つて佐たり吏たり胥徒たるに至るまで、貴賤同じからざるも均しく皆官吏である。古は軍民の間相安くして無事であつた。固より官吏なきを得ざるも而も其數は多くはない、是れ唐虞の時の建官を稽へてみてもわかる。それといふのも治者と被治者との間が極めて接近して居つたが爲めである。而して官吏には勿論才あつて且賢なる者を選ぶのであるが、才あつて

且賢なる者は又官吏たることを屑しとしない。是を以て上世の士は大山深谷に高隱し、上の人は之を求むること切々然其至らざるを恐れた。故に官吏たる者常に己むを得ずして出でて其職に就き、天下は陰に其賜を受けたのである。

『然るに後世では民を害する所以の者を以て民を牧し、而も其亂れんことを懼れる。そこで周防至らざるを得ず、禁制詳でなくてはならない。然る後大小の官吏天下に布き、民に取ること愈廣く、民を害すること愈深い。才あつて且賢なる者は愈出ることを肯ざることゝ爲り、天下愈治むべからざるに至る。今一人の官吏大なる者は食邑數萬、小なる者は祿養なしと雖、亦之に緣つて食を爲し以て其耕に代へ、農夫數十人の力では奉ずる能はざる者がある。又不肖游手をして往々其間に入らしめ、虎狼を率ゐて羊豕を牧するが如きことを爲して居る。斯くて人民の蕃息せんことを望むともいかで得られうや。』
『天下甚しき愚者でない限り治を厭ひ亂を思ひ、安を憂ひ危を樂しむ者はない。されば宜し

く常に治安なるべきが如くであつて、却つて亂と危とあるに至るは何故であるか。夫れ其食を奪ふ、怒らざるを得ず。其力を竭す、怨まざるを得ず。人の亂るゝは其食を奪ふに由る。人の危きは其力を竭すに由る。而も號して民を治むと爲す者、之を竭して危からしめ、之を奪つて亂れしめて居る。二帝三王天下を平にするの道いかで此の如きものであらうや。

『天の斯民を生ずるや、其業は同じからざるも、皆自己の力によつて食ましむるのである。今官吏たる者は自ら食むこと能はず、以て日夜人の貨殖を竊み、攫んで之を取る、亦盜賊の心と何の異る所があらう。尤盜賊は民を害するものなるも、避忌する所あるが故に、隨うて起り隨うて仆れ、甚しきに至らざるも、官吏には避忌する所なく、白晝肆行、天下をして敢て怨んで敢て言はざらしめ、敢て怒つて敢て誅せざらしむ、其害盜賊よりも甚しい。豈上天不仁淫を崇び姦を長じ、虎豹蛇虺と均しく民害を爲さしむるが如きことがあらうか。』

「然らば畢竟之を如何。唯才あつて且賢なる者を得て之を用ふるの外はない。若しそれが出来ないならば、有司を廢し縣令を去り、天下をして自然に治亂安危を爲すに任せて置くも、猶現状の儘なるには優るであらう。」

想ふに鄧牧は官吏に就いても賢才の士已むことを得ずして出で、天下の爲めに政に掌るのでなければならぬと爲し、若し然らずして彼の桀を助けて虐を爲し、又徒らに俸祿の奴隸たるの輩は、日夜人民の勞働の結果を盗んで其生を樂しむもの、其害盜賊よりも甚しとするのである。而して若し賢才の士を得て政を行ふことが到底出來ず、いつまでもかゝる不職の徒の跳梁に任さざるべからざるならば、寧ろすべての政治組織を撤廢し、自然の成行に任せ、所謂無政府の狀態に放置する方、遙に人民の福祉を企求することを得べしと爲すのである。若し鄧牧をして今日の資本主義の社會を一眼せしめたならば、恐らく此篇後半の數百言、其儘移して以て資本家の攻撃に用ひたのであらうと思はれる。

以上は『伯牙琴』に見はれたる政治經濟思想の總べてである。『四庫全書提要』には之を評して『其君道一篇は竟に許行並耕の説に類し、吏道一篇は亦老子の剖斗折衡の旨に類す』と言へるも此說蓋し當らず。鄧牧はどこまでも天下を公にせんことを理想とし、天下を私するものを痛撃するに過ぎぬ。従つて君主が人民の財を掠めて自ら奢侈に耽るを非難するも、さりとて許行の如く君主に肉體的勞働を強ゆる者ではない。又老子の剖斗折衡の旨に類すといふは、其無政府の思想を指して言ふものならんが、而も彼の無政府を可いとするは唯當時の社會に比して言ふのみ、本來其理想とする所は政治組織整然として備はり、賢才有能の士が夫々其組織を充たすにあること言ふまでもない所である。明末清初の頃に及びて黃宗羲『明夷待訪錄』を著はし、君權を斥け專制を排したるが、其原君原臣の二篇は、もと鄧牧の此説に本づくとする説のあることは、余が嘗て本誌第七卷第一號及第二號に『黃宗羲の政治經濟思想』を述ぶる際、其脚註に一言せし所である

雜 錄 獨逸の戰時財産差増稅新法案に就て

猶鄧牧字は牧心、錢塘の人、宋亡びて仕へず、
優游自適の生涯を送り、大德十年(1306 A. D.)
六十歳を以て歿した。其著伯牙琴を以て名づく
るは即ち知音遇ひ難きの意を寓した者である。